

西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関する パブリック・コメントの実施結果について

1. 概要

平成23年8月25日（木）から9月23日（金）までの間、今回の変更に対する国民の皆様からのご意見を募集した結果について公表します。

また、中央環境審議会自然環境部会においても、これらの結果を報告します。

2. 変更に対する国民からの意見募集の結果

【意見提出数】

・電子メールによるもの 4通

【整理した意見総数】

・今回の変更案に係るもの 6件

【ご意見と対応方針】

資料1のとおり

3. 今後の予定

平成23年12月 中央環境審議会に変更案を諮問

平成23年12月 中央環境審議会より答申

平成24年2月 中央環境審議会の答申を踏まえ、変更内容を官報告示

西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
1	<p>石垣島、西表島の沿岸及び沖合の岩礁には、環境省版レッドリストに掲載されているベニアジサシ（絶滅危惧Ⅱ類）、エリグロアジサシ（準絶滅危惧）の繁殖コロニーが点在しているが、その地域の多くが保護地域の指定がされていない。その、これら2種のアジサシ類の繁殖地および周辺の海域への指定拡大が必要と考えます。</p> <p>(理由) アジサシ類の陸上のコロニーは、マリネジャーなどの人の活動による攪乱を受けやすく、繁殖放棄やコロニーの放棄を引き起こし、また、コロニー周辺の海域は採餌海域として重要な海域です。特に、海域公園地区は、生物多様性保全の観点から海洋における保護区制度として導入されたものであり、指定については、景観等の観点からだけでなく生物の分布情報を元に行うべきであるため。</p>	1	<p>今回の点検は、石西礁湖の既存公園区域と西表島東岸に挟まれたサンゴ礁及び干潟等の汽水域の海域、良好なサンゴ礁と海上景観を擁する石垣島沿岸域、鳩間島及び波照間島及びその周辺海域等を対象として、行いました。</p> <p>ご指摘の点は、海域の保全強化の観点から非常に重要だと考えますので、今後の点検において、地域の関係者と十分に調整しながら検討して参ります。</p>
2	<p>西表島をはじめ南西諸島を世界遺産にする意向であれば、西表島全域を国立公園の特別地域に指定すべき。</p> <p>(理由) 今回の公園計画の見直し案では、イリオモテヤマネコ、カンムリワシをはじめ多くの絶滅危惧種の保護に必要な陸域の拡張がほとんどなかったため。</p>	2	<p>今回の点検は、石西礁湖の既存公園区域と西表島東岸に挟まれたサンゴ礁及び干潟等の汽水域の海域、良好なサンゴ礁と海上景観を擁する石垣島沿岸域、鳩間島及び波照間島並びにその周辺海域等を対象として、行いました。</p> <p>ご指摘の点は、世界遺産の登録を目指す上で非常に重要だと考えます。今後の点検において、地域の関係者と十分に調整しながら検討して参ります。</p>
3	<p>由布島及び由布島から豊原部落地先までの海域について公園区域から削除することを希望します。</p> <p>(理由) 由布島は観光施設で、移入種や栽培植物が多い二次的要素が高く、仲間川河口周辺は赤土汚染が酷い。このため、由布島及び由布島から豊原部落地先までの海域は自然公園としてふさわしくないと考えるため。</p>	2	<p>由布島から豊原部落地先までの海域については、良好なリーフが発達したサンゴ礁景観及び多様な底生生物が生息する河口干潟が広がる優れた海上景観を形成しているため、公園区域に編入するものです。</p> <p>なお、赤土の流入の問題については、公園区域に編入することで、環境省としても、必要に応じてその現状の調査及び関係機関と連携した対策の検討が可能になるものと考えます。</p> <p>また、由布島については、公園区域に編入することで石西礁湖と一体的に風景を保全していくものであり、その地種区分については由布島の資質を踏まえて、普通地域としております。</p> <p>何れも、石西礁湖と西表島の一体的な保全を図る上で公園区域とする必要性が高い地域であると考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。</p>
	<p>新たに住民公聴会を開催し、住民の意見が十分反映されるようなスケジュールに変更を希望します。</p> <p>(理由) 住民公聴会が開催されたものの、公園計画の見直し案に対する地元住民の意見が反映されておらず、それに関する説明もないため。</p>	2	<p>今回の点検に関しては、素案作成の段階で、平成23年5月～6月にかけて、石垣市及び竹富町の各地区において、地域住民を対象とした住民説明会を開催し、頂いたご意見については、その場で考え方をご説明申し上げたところです。</p> <p>また、公園区域及び公園計画の変更案については、環境省案をベースとして、地元住民の皆様の意見、自治体、関係機関、団体からのご意見を総合し、作成しました。</p> <p>国立公園の公園区域及び公園計画の作成に当っては、地元住民等の方々の協力が不可欠と考えておりますので、今後も、地元住民の皆様のご意見を伺いながら検討して参ります。</p>

西表石垣国立公園の公園区域及び公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見の概要	件数	対応方針
4	<p>西表島において、公園利用に関して注意喚起を促す看板の設置や、環境省自然保護官などの増員、指導取り締まりの強化を実施することが必要だと考えます。</p> <p>(理由) 西表島南海岸の特別地域では、無秩序なキャンプが横行し、たき火等によりウミガメの産卵に悪影響を及ぼしていると考えられるため。</p>	2	<p>今後とも、巡視の実施や、地域の関係者との連絡を密にすることによって利用の実態を把握し、無秩序な公園利用が発見された場合には、適正に指導を行うとともに、看板等の設置により、国立公園の利用の適正化に努めて参ります。</p>
5	<p>西表石垣国立公園の公園計画においては、亜熱帯の島嶼生態系として、生物多様性上の重要な陸域と海域を保護し、それらが一体に連続性をもった環境を担保することが重要です。</p> <p>具体的には、流域の自然性が豊かに保たれ、下流域から河にかけてマングローブ林と干潟が発達し、藻場やサンゴ礁に連なる生態系が、この地域の自然性を特徴づけています。</p> <p>しかしながら、今回の計画変更において、港湾区域に設定されている海域は白地もしくは普通地域にとどまり、港湾部局との調整が十分に図られずにいると思われます。</p> <p>今後、引き続き公園計画の見直しが進められるであろう西表島北西部の陸域・海域は重要な自然環境であるだけに、港湾区域が海域公園の指定から外されることがないように、沖縄県や国土交通省など港湾管理者と十分に協議をし、保護すべきであると考えます。</p> <p>(理由) 2010年の自然公園法改正によって、海中公園地区から海域公園地区と制度を変更し、それまで海中景観の維持が目的に指定されていたが、干潮帯や海上も対象として利用や捕獲の規制によって浅海域の保全をすすめることが可能となっています。</p> <p>また、海洋保護区の設定目標生物多様性条約締約国会議COP10でも決議されたことを受け、沿岸域の自然公園において、規制が緩い普通地域から転換し、拡張していくことが求められています。</p> <p>以上より、今回の公園計画の見直し案では、国の天然記念物に指定されるマングローブ林を内包する仲間川で、河口から湾口にかけて何も計画変更がされておらず、十分な保全を図るものになっていないため。</p>	1	<p>ご意見にあります、生物多様性保全上重要な陸域と海域を、一体的に連続性をもって保全していくことの重要性については、十分認識しているところです。</p> <p>これに加え、実際に仲間川展望台から、仲間川及びマングローブ林とその先に広がる河口干潟と海を望見すると、人工物がない原生的な自然の雰囲気を楽しむことができ、景観上も極めて優れていると認識しております。</p> <p>今回の点検において、関係者との調整の結果、海域公園地区の指定に至らなかった地域もありますが、今後の点検においては、必要性が認められる箇所については、海域公園地区に指定することができるよう、引き続き関係者等と調整に努めて参ります。</p>